

令和3年6月30日

山中 理司 様

令和3年6月29日付でご送付いただきました、「行政文書の開示の実施方法等申出書」に基づきまして、ご請求いただきました行政文書の写しをお送りいたしますので、御査収方よろしくお願ひ申し上げます。

(連絡先)

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府賞勲局総務課

電話：(代表) 03-5253-2111

(内線) 83203

国家ニ勲功若ハ勲労アル者ニ対シ病氣危篤ノ際ニ於ケル叙勲又ハ勲章加授發
令日附ノ特例ニ關スル件

昭和二十年五月二十五日閣議決定・裁可

從來國家ニ勲功又ハ勲労アル者死亡セル場合其ノ死亡ノ日ヨリ十日ヲ経過セサ
ル期間内ニ於テ特ニ生前ノ日附ヲ以テ叙勲又ハ勲章加授ヲ為スコトヲ得ル途開
カレ居候處最近ニ於ケル戰局ノ推移ニ伴ヒ通信連絡ノ不備輻輳及輸送ノ逼迫ノ
為右期間内ノ取扱ハ頗ル困難ナル場合予想セラルルヲ以テ左記ノ通閣議決定上
裁仰カレ然ルヘシ

記

國家ニ勲功又ハ勲労アル者死亡セル場合ニ於テ特ニ生前ノ日附ヲ以テ叙勲又ハ
勲章加授ノ手続ヲ進メ得ル期間ハ爾今当分ノ間死亡ノ日（生死不明ノ場合ニ於
テハ死亡確証ノ日）ヨリ三十日以内トス但戰地事變地外國及海洋ニ於テ死亡セ
ル場合其ノ他止ムヲ得サル特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス